

「地方公共団体における災害情報等の伝達のあり方等に係る検討会（第3回）」

1. 検討会の概要

- (1) 日 時 : 平成24年7月31日(火) 13:00~15:00
- (2) 場 所 : 中央合同庁舎7号館(金融庁) 14階 1414号会議室
- (3) 出席者 : 吉井座長、秋本委員、荒井委員、市村委員、小野委員、角委員代理(大野氏)、関田委員、田島委員、田中委員、中村委員、野田委員代理(石関氏)、松田委員、松原委員、松元委員代理(椋田氏)、森下委員、山口委員
(欠席者: 角委員、野田委員、平野委員、松元委員)

2. 概要

- 事務局より、検討会の議事要旨について、第2回と同様、ホームページにて公表する旨の説明を行った。
- 事務局から、中間取りまとめ(案)について説明を行った。

【各委員の主な意見】

- プッシュとプル(情報がくるか、取りに行くか)の整理について、地震に引張られ過ぎているきらいがある。停電しない災害があることや、発災直後数秒間は輻輳しないこともあることなど等に留意しつつ、この資料をどう使うか考えるべき。
- 非常電源容量の記述について、最低24時間の電源を確保し、さらにソーラー、風力等といった表現が適当ではないか。また、非常用発電機の必要性についても課題として記述すべき。
- 緊急速報メールの発信体制について、東日本大震災において緊急速報メールの発信ができなかった事例もあるので、課題として記述すべき。
- 職員の能力向上と災害対応については、あいまいな災害情報も含め、必要な情報を選択できるよう、災害情報に関する職員の知識と組織としての能力を向上させるということを想定している。
- 住民も情報を取りに行くべきというのは、そのとおりである。地方公共団体からの情報伝達にフォーカスするというのであれば、冒頭で対象を明確化しておくべき。
- あいまいな情報の扱い方は難しいが、情報を受けたい人もいるので、基本は積極的に流していくのがよい。情報の必要性の高い人に対しては、特に伝えるべき。

- 緊急速報メールについて、国から発信される情報で緊急度の高いものは国から送信するなど、扱う情報の種類に応じてルートを仕分けるべきではないか。
- 防災行政無線は、災害情報伝達において、耐災害性等のメリットがあるので、今後も中核をなしていくと考えている。ただ、すべてに防災行政無線を整備するというのも難しいので、さまざまな手段を重ね合わせていくことになる。ただし、防災行政無線以外ですべてやろうとすると、耐災害性等についてリスクを負ってしまうこともあることに注意する必要がある。
- 災害特性によって、各情報伝達手段の有効性は変わってくる。そういった観点からの整理も必要ではないか。
- 情報発信において、サイレンを鳴らすことも有効な情報伝達だと考えている。文字情報だけでなく、音声情報であることにも意義がある。
- 電気通信機器以外でも、避難所の張り紙などの紙のメディアも極めて重要である。
- 消防団員の安全確保は、津波に限った話ではなく、トータルで考えていくべき。
- 伝達訓練について、担当の職員以外が訓練に参加すべき。また、特に小規模な地方公共団体においては、災害対応（特に避難勧告等の発令の判断や災害情報の伝達）に必要となる能力の向上のための研修への参加やその訓練の実施自体が困難な場合が多いことから、それらの問題についても工夫をし、解決すべき。
- 情報伝達機器に係る点検には、非常用電源の点検も必要。